

研究施設等廃棄物の埋設処分に係る取組の推進について

平成20年2月5日

原子力委員会

原子力委員会は、現在、文部科学省が検討を進めている、原子力の研究開発活動や広範な分野における放射線利用活動に伴って発生する低レベル放射性廃棄物(以下「研究施設等廃棄物」という。)の埋設処分に係る法整備に関して、以下のとおり考えます。

1. 独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)を、自ら及び他者の発生する研究施設等廃棄物の埋設処分の実施主体とすることは、原子力機構がこの種の廃棄物の主要な発生者であるのみならず、放射性廃棄物の処理処分に關する国の研究開発を実施してきている組織であることから合理的である。また、このことを定めることにより、研究施設等廃棄物の埋設処分の実施に向けた取組が具体的に前進することが期待できる。
2. 国は、研究施設等廃棄物の埋設処分の業務の実施に關して基本方針を定める際には、当該埋設処分業務が安全の確保を前提としつつ、最新の技術的知見を最大限に活用して科学的に合理的な方法で実施されるべき旨を当該基本方針に定めるべきである。また、国は、原子力機構が当該基本方針に即して作成するその業務の実施計画を認可する際や、原子力機構の業績評価等を行う際には、その業務が当該基本方針に即して着実に実施されるようにすべきである。
3. この業務において埋設処分される放射性廃棄物は、国民全般に利益をもたらす原子力の研究開発活動や放射線利用活動に伴って発生するものであるから、処分施設の立地は、立地地域の住民の生活水準の向上や地域の活性化につながるべきであり、この観点から、国及び原子力機構は、それぞれの役割を踏まえつつ、立地地域の振興に資する方策を検討するべきである。

以上